から意見を聴きましたので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九 次のとおり公告 + \_\_ 号) その 意見を縦覧に供 第八条第一項 の規定により桜井市 いします。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 開放倉庫桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二四〇ほか

一 桜井市から聴取した意見の概要

## 危機管理課

### (一) 交通対策

起対策を講じること。 運転手が歩道を歩行中の歩行者に対して注意して進入退出等を行うような注意喚 店舗に隣接する道路 (中和幹線) より車両が店舗敷地へ進入退出する際、 車両

じること。 また、 当該駐車場等  $\mathcal{O}$ 安全確保の ため各駐車場枠に車止め の設置等 の対策を講

## 二 防犯 (犯罪抑止) 対策

加え、 店内及び当該駐車場等における防犯 防犯カメラ設置等の 対策を講じること。 (犯罪抑 正 対策とし て、 警備員  $\mathcal{O}$ 巡 口

## 2 環境総務課

うに了解を得ること。 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地 の協議を行 V 後日苦情が な 11 ょ

動、 をもって迅速に解決に努めること。 また、 万全を期すとともに、 粉塵、 諸手続後、 悪臭等により 開発 万一苦情が発生した場合は、 周辺環境が悪化することの (建築) 工事及び竣工後の店舗営業等 ないよう、 事業者の責任におい に際 関係諸法令を遵守 て騒音、 、て誠意 振

に関する条例を遵守し、 廃棄物の 処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物 適正に処理すること。 の処理及び再利用  $\mathcal{O}$ 促進

#### 施設課

(-)事業活動に伴 って生じた一般廃棄物は事業者自ら処理すること。

なお、 桜井市グリ ンパ クに搬入する場合は、 次  $\mathcal{O}$ 事項を遵守すること。

- T 部に提出すること。 -八条に 桜井市廃棄物の処理及び再利用の 基づき再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を環境 促進に関する条例施行規則第七条及び 第四
- 1 可燃物、 不燃物及び 資源物に分別 ï 廃棄物  $\mathcal{O}$ 減量 に 努 8 ること。
- ウ 燃物は三日分以上) 廃棄物保管場所に を設けること。 こついては、 充分かつ適正に収納できる容積 (生ごみ及び 口
- エ 粗大ごみ、資源物は自己処理すること。
- 才 土曜日、 日曜日及び祝祭日の搬入は、 行わないこと。
- 産業廃棄物につい ては、 関係機関との調整及び関係法令等に基づき適正 に 処 理

すること。

## 4 都市計画課

その指示に従うこと。 要な手続を行うこと。 出 店に当たっては、 手続に当たっ 都市計画法、 ては、 景観法、 都市計 奈良県屋外広告物条例等に基づ 画課担当職員と事前に協議を行 1 て必 1

# 5 教育委員会事務局総務課

通誘導員を配置し、 事業地近くに児童の往来があることが考えられるので、 付近を通る児童には特に注意を払うよう安全対策を徹底させる 車両 出 入  $\Box$ 付 近に は、 交

# 6 教育委員会事務局学校教育課

客車両の誘導等には十分注意し、 を通行する可能性が 当該店舗所在地は、 あるので、 桜井西小学校及び桜井西中学校区内であり、 従業員の通勤車両の運行、 安全確保を図ること。 搬出入車両の運行及び来 児童生徒が付近

するおそれ いよう努めること。 また、 学校運営の妨げにならないよう、 のある図書類、 がん具、 刃物類又は広告物を青少年に販売又は表示しな 青少年の健全な成長を阻害 L 非 行を誘発

深夜 また、  $\overline{\mathcal{O}}$ (午後十一時から翌日の午前二時まで)において青少年を店内 ないよう努めること。 奈良県青少年の健全育成に関する条例第三十三条に規定 して へ立ち入らせる 1 るように、

# 7 教育委員会事務局文化財課

地 は 埋蔵文化財包蔵地に当たりますが、 既存  $\mathcal{O}$ 建物 の建築に先立っ て発掘

査を実施済みであり、特に問題はない。

8 農業委員会事務局

既設の道路、 水路の保全に努めるとともに、 周辺農地に被害をおよぼさないよう

十分注意し、一切迷惑をかけないこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年九月七日まで。 ただし、 日曜日、 土曜日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで